



UNWTO 世界観光倫理憲章 民間部門による誓約

Private Sector Commitment
to the UNWTO Global Code of Ethics for Tourism



World Tourism Organization

国連世界観光機関 (UNWTO)
駐日事務所

Capitán Haya 42, 28020 Madrid, Spain
Tel: (34) 91 567 81 00 / Fax: (34) 91 571 37 33
ethics@unwto.org
〒630-8122
奈良県奈良市三条本町 8-1 シルキア奈良 2 階
Tel: 0742-30-3880
E-mail: info@unwto-aptec.org



「観光が長期にわたりポジティブな効果を発揮することを確実なものとするためには、全ての関係者による、より持続可能なセクターを構築する必要があります。UNWTO 世界観光倫理憲章にコミットしている企業は、倫理的で責任ある持続可能な観光の成長の促進を積極的にリードしています。」

— UNWTO 事務局長 ブラブ ポロリカシュヴィリ —

I. UNWTO 世界観光倫理憲章

UNWTO 世界観光倫理憲章は、2001 年の国際連合総会により承認された責任ある持続可能な観光の発展のためのロードマップである。

観光の経済的、社会的、文化的、そして環境的要素から構成されている同憲章の 10 条項は、観光部門による潜在的にマイナスの影響を最少化しつつ、観光部門の恩恵を最大化することを意図している。

倫理憲章には法的な拘束力はなく、その特徴は、世界観光倫理委員会の役割の認識を通じた自発的な実施の仕組みである。世界観光倫理委員会は 2004 年に設立された独立した中立な組織で、利害関係者は、憲章の解釈や適用に関するあらゆる事案を同委員会に照会することができる。

全文はこちらからご覧いただけます。

<https://webunwto.s3.eu-west-1.amazonaws.com/s3fs-public/2019-11/japanese2015.pdf>

II. 民間部門のための倫理的原則

下記の原則は、民間部門の企業の社会的責任に最も関連する原則である。

・第 2 条 個人と集団の充足感を得る手段としての観光

観光ビジネスは、社会でもっとも迫害等の被害を受けやすいグループの搾取に立ち向かいつつ、寛容性や男女平等、人権尊重を促進すべきである。

・第 3 条 観光：持続可能な開発の要素

観光実務者は、環境や自然遺産を保護し、資源を保全し、廃棄物の排出を避けるべきである。理想的には、特に影響を受けやすい場所における活動への制約に同意することにより、これらを実現すべきである。

・第 5 条 観光：受入国及び受入側地域社会に役立つ活動

観光関連企業は、地元の労働力に優先順位を与えながら、地元住民を観光目的地の経済・社会構造に溶け込ませるべきである。開発計画の影響に関する調査と受入側の住民との対話は、共に非常に重要である。

・第 6 条 観光開発の利害関係者の義務

観光従事者は、顧客の安全への配慮を示しつつ、適切な保険と支援体制の確認をし、観光客による文化的、精神的な充足への支援をしながら、観光客に対して、目的地と旅行条件について客観的な情報を提供すべきである。

・第 9 条 観光産業における労働者と事業者の権利

観光事業者は、その立場を不当に自己の利益のために利用したり、受入側地域社会に社会文化モデルを強要すべきでない。観光事業者は、地域の発展に関与すべきであり、過度な利益の本国への送金を避け、労働者の基本的権利を保証すべきである。

III. 世界観光機関による世界観光倫理憲章への誓約

UNWTO 世界観光倫理憲章への民間部門による誓約は、観光事業者や団体が、それぞれの企業統治において、同憲章を遵守し、取り入れるという公開宣言である。

署名は完全に無料であり、すべての民間観光会社（ホテル、および同様の宿泊施設）に開放されている。（例えば：航空会社、クルーズ会社、鉄道会社、ツアーオペレーター・旅行代理店。コンベンションセンター・予約発券システム事業者 (Global Distribution Systems) ・オンライン予約システム) またこれらのように観光に直接観光に携わる事業団体が対象となる。公的および半公益機関、学術機関、非政府組織 (NGO) および観光コンサルタント会社はコミットメントに署名する資格に該当しない。

誓約への署名により、企業等は下記を誓うことになる。:

● 憲章の原則の遵守

持続可能で責任のある観光、人権、特に受入側地域社会と労働者の人権、及び人間の搾取や自然遺産の濫用に対する闘いに関する倫理憲章の原則を遵守する。

● 憲章の普及

同憲章を、旅行・観光部門全般にわたる事業パートナー、事業者、職員及び顧客に対して普及、促進させる。

● 企業統治における憲章の実施に関する報告

企業の社会的責任の分野において、同憲章の原則を実施するために採った活動について、世界観光倫理委員会へ報告する。人権、男女平等、アクセスのしやすさ、社会参加、そして迫害を受けやすいグループの保護のような社会・文化、経済的な課題に特別の配慮をすべきである。

IV. 憲章への誓約に関する広報活動について

- UNWTO 事務局長と国の観光部門の代表者の立ち合いの下で公開署名式を実施する。
- 同憲章に署名した企業や団体を UNWTO の広報を通じてプロモーションを行う。例えば：
 - UNWTO ウェブサイトへの掲載
 - 隔年刊行の実施報告書の出版
 - 国際会議やイベントにおいて、憲章の原則の実施についての優良事例や事例の共有
- 署名団体は、その広報活動において下記のロゴを使用することで世界観光倫理憲章への誓約を促進することが求められる。(ロゴの使用条件は、全ての署名団体に提供される。)

